

○ 保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）（抄）
（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（学校又は看護師等養成所の指定） 第十一条 主務大臣は、<u>法第十九条第一号、第二十条第一号、第二十一条第二号若しくは第二十二条第一号に規定する学校若しくは法第二十一条第一号に規定する大学（以下「学校」という。）又は法第十九条第二号に規定する保健師養成所、法第二十条第二号に規定する助産師養成所若しくは法第二十一条第三号に規定する看護師養成所（以下「看護師等養成所」という。）</u>の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。 （学校又は看護師等養成所に係る指定の申請） 第十二条 前条の学校又は看護師等養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（同法第九十七条に規定する大学院及び同法第百八条第二項に規定する短期大学を含む。）以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条、第十四条及び第十七条において同じ。）を經由して、主務大臣に提出しなければならない。	（学校又は看護師等養成所の指定） 第十一条 主務大臣は、<u>法第十九条第一号、第二十条第一号、第二十一条第一号若しくは第二十二条第一号に規定する学校（以下「学校」という。）又は法第十九条第二号に規定する保健師養成所、法第二十条第二号に規定する助産師養成所若しくは法第二十一条第二号に規定する看護師養成所（以下「看護師等養成所」という。）</u>の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。 （学校又は看護師等養成所に係る指定の申請） 第十二条 前条の学校又は看護師等養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事（<u>大学以外</u>の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条、第十四条及び第十七条において同じ。）を經由して、主務大臣に提出しなければならない。

（国の設置する学校若しくは看護師等養成所又は准看護師養成所の特例）

第二十一条（略）

第十二条		
設置者		所管大臣
申請書を、その所在地の都道府県知事（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（同法第九十七条に規定する大学院及び同法第百八条第二項に規定する短期大学を含む。）以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条、第十四条及び第十七条において同じ。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。		書面により、主務大臣に申し出るものとする。
（略）	（略）	（略）

（国の設置する学校若しくは看護師等養成所又は准看護師養成所の特例）

第二十一条（略）

第十二条		
設置者		所管大臣
申請書を、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条、第十四条及び第十七条において同じ。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。		書面により、主務大臣に申し出るものとする。
（略）	（略）	（略）

○ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）（抄）
（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前		
(民生安定施設の範囲及び補助の割合等) 第十二条 (略)			(民生安定施設の範囲及び補助の割合等) 第十二条 (略)		
項 (略)	補助に係る施設	補助の割合又は額 (略)	項 (略)	補助に係る施設	補助の割合又は額 (略)
四 (略)	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号） <u>第二十一条第三号に規定する看護師養成所又は同法第二十二号第二号に規定する准看護師養成所</u>	十分の七・五 (略)	四 (略)	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号） <u>第二十一条第二号に規定する看護師養成所又は同法第二十二号第二号に規定する准看護師養成所</u>	十分の七・五 (略)